

令和3年度入札契約制度等説明会
令和3年5月27日 開催
質疑応答集

質問 ①

総合評価落札方式の評価項目について、説明会の中で、「受注工事量」「参加回数」の評価対象期間が次年度以降については、当該年度を含む過去2年間になるという説明があったが、正しいか。

回答 ①

「受注工事量」「参加回数」の評価項目については、令和3年度は、対象期間を当該年度（令和3年6月1日から対象工事の公告日の前日）としますが、令和4年6月1日以降の公告案件については、前年度＋当該年度（令和3年6月1日から対象工事の公告日の前日）とする予定です。

質問 ②

総合評価落札方式の評価項目について、育成型①企業チャレンジ評価型に「受注工事量」の評価が追加されるとのことだが、総合評価落札方式の目的である「供給される工事の品質と価格を総合的に評価し、最も優れた工事を施工できるものと契約する」を鑑みたとき、受注した工事の件数が増えるほど配点が下がる減点方式にはどのような意義があるのか。

また今後、育成型①企業チャレンジ評価型以外の型式に受注工事量の評価が波及する可能性はあるか。

回答 ②

企業チャレンジ評価型は、新規参入企業等実績のない企業の受注機会を確保するために創設した型式です。今回、実績のない企業の新規参入機会の拡大を図るため、育成型①企業チャレンジ評価型に受注工事量の評価を導入します。

なお、今後、他の型式で受注工事量进行评估するかどうかについては、様々な観点から検討していきたいと考えています。

令和3年度入札契約制度等説明会

令和3年5月27日 開催

質疑応答集

質問 ③

育成型①企業チャレンジ評価型の評価項目の「参加回数」について、技術提案書様式16の【注意3】に「対象工事が2件を超える場合は、2件のみ記載してください。」とあるが契約日の早い順で記載する必要はないか。

回答 ③

「参加回数」に関する様式（様式16）の対象工事を記載する場合については、「契約日が早い順」で記載する必要はありません。落札候補者となった場合は、技術提案書の施工計画に係る評価が落札者と同点以上になった工事が2件以上ある場合は、2件のみ選択して記載してください。

なお、育成型①企業チャレンジ育成型で落札候補者となった場合は、契約日をもって「参加回数」を0回とし、同日以降に公告された工事については、新たに「参加回数」を数えます。

質問 ④

育成型①企業チャレンジ評価型の評価項目の「参加回数」について、予定価格や施工計画の評価項目（工程管理、品質管理、施工管理、安全管理）によって評価されない場合はあるのか。

回答 ④

予定価格については、「総合評価落札方式」で公告された工事のすべてが「参加回数」の評価対象となります。ただし、単独で参加した工事に限ります。

また、施工計画の評価項目（工程管理、品質管理、施工管理、安全管理）の違いによって「参加回数」の評価が変わることはありません。

令和3年度入札契約制度等説明会
令和3年5月27日 開催
質疑応答集

質問 ⑤

育成型①地域防災力強化型の「建設機械の保有台数」について、評価対象となる「ダンプトラック」には、軽トラック、ユニック付きトラック又は荷台を後方（側方）に傾ける機能がな
いトラックは含まれますか。

回答 ⑤

「ダンプトラック」については、荷台を後方又は側方に傾けて、土砂などの積載物を落とすこ
とができる荷台を有したトラックのことを指すため、「軽トラック」や「荷台を後方（側方）に傾
ける機能がな
いトラック」については、これに該当しません。また、「ユニック付きトラック」に
ついては、「トラッククレーン」のことを指すため評価の対象となりません。

※ただし、荷台を後方（側方）に傾ける機能を有する「軽ダンプトラック」については「ダンプト
ラック」として評価の対象となります。

質問 ⑥

育成型①地域防災力強化型の「建設機械の保有台数」について、技術提案書様式14-2の
【注意5】に「建設機械を自社で保有又は、長期リース（1年以上）していることが的確に確
認出来る資料（下記の①+②、①+③のいずれか）を添付してください。」とあるが、正しい
か？

回答 ⑥

間違いです。正しくは、「建設機械を自社で保有又は、長期リース（1年以上）していることが
的確に確認出来る資料（下記の①+③、②+③のいずれか）を添付してください。」です。説明会
資料（P.23）についても同様に修正しました。ご確認下さい。

令和3年度入札契約制度等説明会

令和3年5月27日 開催

質疑応答集

質問 ⑦

3. 技術者評価の拡大について、説明会資料（P.25）のイメージ図の中では、従来評価されている「主任技術者」が評価されていないように見えるが、どうか。

回答 ⑦

説明会資料（P.25）のイメージ図の「「監理技術者」として従事」という記載は間違いです。正しくは、「主任（監理）技術者」として従事」です。
説明会資料（P.25）を修正しました。ご確認下さい。

質問 ⑧

3. 技術者評価の拡大について、説明会資料（P.25）のイメージ図の中の、「監理技術者になりうる資格」とは、どのようなものを指すのか。

回答 ⑧

説明会資料（P.25）のイメージ図の「監理技術者になりうる資格」という記載は間違いです。正しくは、【現行】では「監理技術者資格者証」、【改正後】では「国家資格」です。

また、「実績時に「国家資格」有」とは、現場代理人としての実績時に従事した工事の内容（土木一式、建築一式、舗装など）に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を保有していることを指します。

なお、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」の資格に限ります。

説明会資料（P.25）を修正しました。ご確認下さい。

令和3年度入札契約制度等説明会
令和3年5月27日 開催
質疑応答集

質問 ⑨

3. 技術者評価の拡大について、「監理技術者補佐」は、今回の改定では評価されないのですか。

回答 ⑨

「監理技術者補佐」の実績評価については、今回の改定対象としておりません。

質問 ⑩

建築構造物に係る解体工事の発注基準について、附帯工事について定義はあるか。どこまでを附帯工事というか。

回答 ⑩

附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいいます。その具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認めるか否かを総合的に検討します。

令和３年度入札契約制度等説明会
令和３年５月２７日 開催
質疑応答集

質問 ⑪

建築構造物に係る解体工事の発注基準について、「建築構造物にかかる解体工事の発注基準について」中の「経審点」と「総合評定値（Ｐ点）」とは意味が違うのか。

回答 ⑪

「経審点」とは、「総合評定値（Ｐ点）」のことをいいます。解体工事に係る有効な経営事項審査（審査基準日から１年７ヶ月以内のもの）を受けている必要があります。

質問 ⑫

施工体制台帳の県様式記載項目及び様式の追加について、事務所ＩＤ、現場ＩＤはどうすれば取得できるのか。

回答 ⑫

事務所ＩＤ、現場ＩＤについては、建設キャリアアップシステムに加入された場合に付与されるＩＤです。同システムに加入されていない場合は、施工体制台帳へ記載する必要はありません。